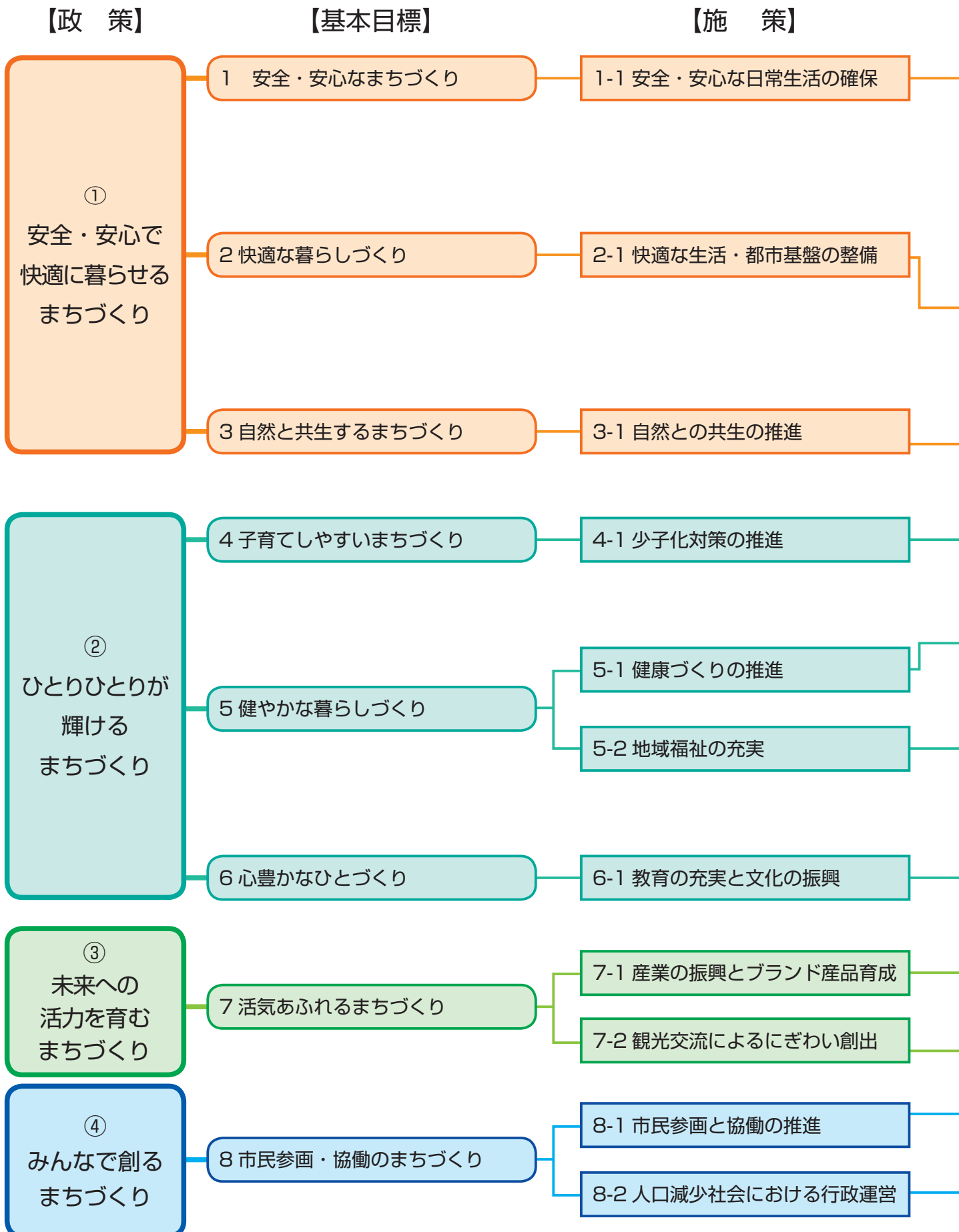


基本計画

基本計画の構成

基本構想に掲げる目標とする都市像の実現に向けて、



4つの政策、8つの基本目標、11の施策、34の基本方針からなる基本計画を構成しています。

【基本方針】

- 1-1-1 防災・減災対策の推進 ○大規模災害時等に備えた防災体制の充実・強化
 - 災害発生時における迅速な情報収集及び情報伝達体制の強化 ○地域防災力の充実強化
 - 市民の生活を守るインフラ基盤の機能強化 ○市民の生命、財産を守る雨水排水対策
 - 1-1-2 消防力の強化 ○火災予防対策の強化 ○消防体制・機能の整備 ○地域消防力の向上
 - 1-1-3 救急・医療体制の充実 ○救急救命・救急医療体制の充実 ○健全で円滑な医療保険制度の運営
 - 1-1-4 交通安全対策の推進 ○交通安全対策 ○交通安全教育
 - 1-1-5 防犯体制の整備 ○防犯活動 ○青少年の健全育成
 - 1-1-6 消費生活対策の充実 ○消費者意識の啓発と消費者保護の体制づくり
 - 1-1-7 情報化の推進 ○マイナンバー制度
-
- 2-1-1 道路・交通網の整備 ○道路・橋梁の整備 ○高速交通ネットワークの早期整備 ○地域公共交通網の整備促進
 - 2-1-2 公園・緑地等・交流拠点の整備 ○公園・緑地等・交流拠点の整備
 - 2-1-3 住宅・住環境の整備 ○空家等対策の推進 ○公営住宅の整備
 - 2-1-4 上下水道の整備 ○安全でおいしい水の安定供給 ○公共下水道、合併処理浄化槽などの整備による汚水処理率の向上
 - 2-1-5 生活関連施設の整備 ○ごみ処理・し尿処理など生活関連施設の整備
 - 2-1-6 市街地の整備 ○集約・連携型都市構造の構築に向けたまちづくり ○地域の特性にあった市街地環境の形成
-
- 3-1-1 自然環境・景観の保全 ○自然環境と共生した魅力あるまちづくり
 - 3-1-2 循環型社会の実現 ○環境への負荷の少ない循環型都市の構築
-
- 4-1-1 子育てを支える環境の充実 ○子育て世帯のニーズに応じた就学前教育・保育環境の整備
 - 地域の実情に応じた子育て支援事業の拡充
 - 4-1-2 出産・子育ての希望が実現できる育児支援 ○子育て世帯への経済的負担の軽減
 - 妊娠・出産・子育てまでの切れ目ない支援 ○地域や関係機関との連携による子育て支援の展開
-
- 5-1-1 地域による健康づくり支援 ○地域ぐるみの健康づくり支援
 - 5-1-2 健康づくり環境の整備 ○健康づくり環境の整備
-
- 5-2-1 高齢者福祉の充実 ○介護予防の推進と介護保険制度の円滑な運用 ○生きがいがづくり・社会参加の促進
 - 地域における安心な生活の確保
 - 5-2-2 障がい者福祉の充実 ○障がい者福祉の充実
 - 5-2-3 自立支援の推進 ○自立支援の推進
-
- 6-1-1 就学前・学校教育の充実 ○就学前教育・保育の充実 ○学校教育の充実 ○家庭教育の充実と地域との連携
 - 運動や食育を通じた健やかな体の育成
 - 6-1-2 人権教育・啓発の推進 ○人権教育・啓発の推進
 - 6-1-3 生涯学習・スポーツの推進 ○生涯学習の推進 ○スポーツの振興
 - 6-1-4 芸術・文化活動の充実 ○伝統文化の継承と芸術の振興
-
- 7-1-1 農林水産・商工業の振興 ○ブランド産品育成 地産地消及び6次産業化の推進 ○次代を担う人材育成・支援
 - 環境に配慮した農林水産業の推進 ○生産基盤の整備及び保全 ○魅力ある農山漁村づくり ○中小企業の振興及び企業誘致の推進
 - 7-1-2 新規雇用の場の確保 ○雇用の場の創出と労働環境の向上 ○高齢者雇用の創出
-
- 7-2-1 観光の振興 ○にぎわい創出のまちづくり ○地域資源をいかした観光振興 ○移住・定住促進に向けた情報発信
-
- 8-1-1 市民活動への支援 ○市民の自主的な活動支援と公共サービスを担う多様な主体の育成 ○市民との情報共有化の推進
-
- 8-2-1 効率的な行財政運営 ○持続可能な財政構造の確立及び効率的な行財政運営 ○人材育成に向けた取り組み
 - 8-2-2 公共施設等の適正な管理運営 ○公共施設の効率的な運営・見直し
 - 8-2-3 行政情報化の促進 ○行政運営における効率的・効果的なICTの活用
 - 8-2-4 広域連携の推進 ○地域連携による経済・生活圏の形成

基本計画の見方

前期基本計画では、原則、施策毎に「重点指標」、「個別指標」を定めています。また、施策に応じた基本方針ごとに、「現況と課題」、「重要事項」、「その他の取り組み」、「市民の皆さんなどの役割」を示しています。

政策

4つの政策を記載しています。

政策① 安全・安心で快適に暮らせるまちづくり

基本目標 1 安全・安心なまちづくり

基本目標

政策の中の8つの基本目標を記載しています。

施策

1-1 安全・安心な日常生活の確保

施策

基本目標の中の施策を記載しています。

重点指標

各事業計画やアンケート調査等を基本とした定性的な指標を記載しています。

<重点指標>

成果指標の名称	単位	基準年度 (平成27年度)	平成33年度	平成38年度	備考
災害に強いまちと感じる割合	%	26%	40%	60%	総合計画 アンケート
本市にずっと住み続けたいと感じる割合	%	61%	75%	80%	総合戦略*

※総合戦略…小松島市まち・ひと・しごと創生総合戦略

<個別指標>

個別指標

具体の事業に基づく定量的な指標を記載しています。

成果指標の名称	単位	基準年度 (平成27年度)	平成33年度	備考
避難施設・避難路整備箇所 (避難困難地区対象)	箇所	9箇所	13箇所	総合戦略
防災組織結成率	%	74%	100%	総合戦略
住宅用火災警報器設置率	%	72%	100%	基準年度 (平成28年度)
消防団員数充足率	%	94%	100%	基準年度 (平成28年度)
救命講習受講者数	人	55人	100人	
交通安全教室開催件数	件	123件	140件	
防犯教室開催件数	件	2件	11件	
市内各地域パトロール実施件数	件	45件	66件	
消費者教育研修会参加者数	人	81人	160人	

備考

備考欄には基準年度欄の数値に係る計画名などを記載しています。

基本方針

基本となる方針をタイトルとして記載しています。

重要事項とその他の取り組み

基本方針の実現に向けて、また、課題を解決するために市が取り組むべき事項を記載しています。

政策① 安全・安心で快適に暮らせるまちづくり

基本目標 1 安全・安心なまちづくり

施策 1-1 安全・安心な日常生活の確保

基本方針 1-1-4 交通安全対策の推進

現況と課題

交通安全対策

交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和46年より9次にわたり「小松島市交通安全計画」を策定し、関係機関や各種団体と一体となって交通安全対策を実施するとともに、交通安全意識の啓発・広報に取り組んできました。本市における交通事故の発生件数は減少傾向にあります。



全国交通安全運動キャンペーン

高齢化の進展に伴う高齢者の交通事故増加への対策に加え、近年は自転車による交通事故防止に向けた、安全で適正な利用の推進も重要視されており、本市では平成28年度に策定した「第10次小松島市交通安全計画」に基づき、交通事故の根絶をめざして交通安全意識を高めるための取り組みを進めています。

交通事故発生件数

年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
件数	302件	305件	300件	266件	253件

交通安全教育

本市の児童生徒が、車との接触により負傷する事故が、毎年発生しています。小中学生の自転車乗車時のマナーなど、交通ルール遵守への指導が必要です。

市内各小中学校では、教職員による日々の交通安全指導のほか、保護者・地域の方や関係機関と協力しての交通安全教室、危険箇所での点検や指導を行い、児童生徒の交通安全に対する意識を高めています。さらなる徹底が必要です。



交通安全教室

基本計画

政策①

こうした中、平成28年3月、国・県・市・学校・警察など通学路に関する機関・団体が構成された小松島市通学路交通安全推進協議会が発足し、「小松島市通学路交通安全プログラム」を策定しました。関係機関・団体が連携を強化し、このプログラムを効果的に推進しています。



小松島市通学路交通安全推進協議会

重要事項

◆関係機関との連携による交通安全意識の啓発◆

「各機関・団体と連携しながら交通安全意識の啓発・広報に取り組みます。」

◆段階的かつ体系的な交通安全教育の推進◆

「年齢段階や社会環境に応じた交通安全教育を推進します。」

◆「小松島市通学路交通安全プログラム」の推進◆

「学校・道路管理者等が連携して、通学時の児童生徒の安全確保を行います。」

その他の取り組み

- 学校・家庭・地域などの意見をもとに、通学路の危険箇所を抽出し、国・県の道路管理者や警察等と合同点検や対策についての協議を行い、改善を図ります。
- 自転車通学の中学生に対する自転車用ヘルメット購入費の補助や、遠距離通学の南小松島小学校低学年児童に対して行うスクールバス運行事業は、交通安全の観点からも必要なものであるため、引き続き実施いたします。
- 国・県の道路管理者や警察等と協力し、歩道や自転車専用道路の整備、横断歩道や信号機、道路標識の修繕、ガードレール・カーブミラー等の設置や改修など道路施設、交通安全施設の整備・改善を行います。また、国の交付金を活用し、効果的・効率的な整備計画を立て、歩行者や自動車・自転車運転者の安全確保を行います。

市民の皆さんなどの役割

- 交通ルールを守り、自分自身が事故に遭わないように気をつけます。
- 車を運転するときには、歩行者や自転車に気を配り、余裕を持って、運転します。
- 保護者は、子どもの安全に気を配り、家庭でも交通ルールについて話し合います。

現況と課題

基本方針に対するこれまでの取り組みや課題を記載しています。

市民の皆さんなどの役割

基本方針の実現に向け、市民や事業所、企業などが担う役割を記載しています。